

# 令和4年度 第5回 豊島区公文書等管理委員会 次第

令和5年3月28日（火）午後3時30分  
豊島区役所8階 レクチャールーム

## 1 開 会

## 2 審 議

- (1) 質問・指摘事項に対する回答について
- (2) 重要公文書評価選別リストについて
- (3) 答申について

### ◆配付資料

- 資料4-5-1 質問・指摘事項に対する回答一覧
- 資料4-5-2 答申書（案）

## 質問・指摘事項に対する回答一覧

## ■重要公文書評価選別リスト(資料3-1-3)

ファイルNO.	登録年度	現管理部署	ガイド1	ガイド2	ガイド3	ガイド4	ガイド5	ファイル名	保存期間	保存年限満了後措置	移管理由	公文書等管理委員会委員からの質問内容	回答 (質問の趣旨を踏まえ、できるだけわかりやすく、かつ具体的に ご回答ください。)	公文書管理委員会からの再質問・指摘事項等	再回答
136	H29	05050000 政策経営部 企画課	E01 文化商工部	02 文化デザイン課	60 国際アート・カルチャー都市推進	03 文書		01 文書⇒後援等申請書	5年	移管→廃棄	+	ファイル名が不適切では？	「文書」から「後援等申請書」へ変更します。		
136	H29	05050000 政策経営部 企画課	E01 文化商工部	02 文化デザイン課	60 国際アート・カルチャー都市推進	03 文書		01 文書⇒後援等申請書	5年	移管→廃棄	+	移管理由は1ですが、この文書の内容はどのように例規の制定に関わるものなのでしょうか。	多くの文書は国際アート・カルチャー都市推進に係る区の後援名義の使用承認申請書ですが、豊島区国際アート・カルチャー都市構想の国際戦略に基づき、アート・カルチャー鑑賞後のサードプレイスの実現と安全・安心に楽しめる場の検討を行う事を目的に設置した豊島区アフター・ザ・シアター懇談会の設置要綱が格納されています。重点事業に関わる委員会であるため、1-3に該当するとして移管と判断しました。	「後援等申請書」にファイル名を修正しているが、重要公文書としてアフターザシアター懇談会の設置要綱が保存されている。ファイル名の修正が不適切なので、対応してください。	要綱の設置に関する文書については、別の長期保存のファイルに移しました。本ファイルについては、後援等の申請書が保存されているのみなので、廃棄とします。
154	H29	10100000 総務部 人事課	B01 総務部	02 人事課	02 人事	21 派遣	02 資料	03 東京都派遣	5年	移管	特1	55頁を見れば移管特1に該当する理由が分かるが、ファイル名が適切ではないか？	オリンピックパラリンピック組織委員会への派遣内容が含まれますが、組織委員会も東京都の組織のためファイル名は問題ないと考えております。	派遣は東京都への派遣なのか、オリパラ組織委員会(公益財団法人)への派遣なのか。公益財団法人への派遣であれば、「東京都」ではないのではないか。	オリパラ組織委員会(公益財団法人)への派遣であるため、ファイル名を「東京都派遣(オリパラ関連含む)」に修正します。
163	H29	10100000 総務部 人事課	B01 総務部	02 人事課	02 人事	21 派遣	02 資料	13 警視庁・消防庁	5年	移管	14	各所・団体に派遣されていますが、派遣された職員の方々は、戻ってきてるのでしょうか？教えてください	戻ってきています。	警視庁・消防庁に派遣された職員はいるのか。	派遣された職員はいません。「戻ってきています。」は誤りで、「派遣元に戻っています。」が正です。
92	H29	25020000 文化商工部 文化デザイン課	E01 文化商工部	02 文化デザイン課	10 開設準備	30 美術品・展示管理		15 美術品等収集・活用委員会関係	5年	廃棄		この委員会の位置付けにもよると思われますが、委嘱に関する事項は選別基準14-2に該当しないでしょうか。	豊島区美術品等収集・活用委員会設置要綱では委員の任期は2年となっており、法令設置職や付属機関委員ではないため、14-2に該当しないと考えます。	会議録や会議資料等は別途保存されているのか。	別途、長期保存のファイルに保存されています。

## ■豊島区重要公文書選別基準の見直しについて

	ご意見等	回答
1	「5 選挙に関する公文書」について、国政や都の選挙まで含めるとなると、幅が広がり過ぎてしまいますので、対象について絞り込みが望ましいと考えます。例えば選挙録のほか、候補者の公約がわかる選挙公報など。	ご意見・ご指摘を踏まえ、選別基準の見直しを検討いたします。
2	「7 議会、行政委員会、審議会、主要会議等の審議経過及び結果に関する公文書」の見出し部分(留意点)について、「歴史資料としての価値を含み」は不要であったように思われます(価値は歴史的な側面も含めた「重要性」での個別判断なので)。	
3	「8 調査、統計及び研究に関する公文書」について、改善案のとおりにすると「1 結果報告書」と「2 実施された統計で重要な内容のものに係る公文書」との関係が分かりにくいです。表現に工夫が必要ではないかと思えます。	
4	「15 叙位、叙勲、褒章、表彰等に関する公文書」について、対象を拡大するとのことですが、これも前記のとおり幅がありますので、範囲や対象について検討が必要です。国(国立公文書館)、都(東京都公文書館)で保有するものとの関係についても見ておきたいところです。	
5	このほか、全体に関わるお話ですが、これまでに移管対象とする際に適用した実績の無い基準はありましたでしょうか。うまく対象を捕捉できていない基準があれば見直しも必要ではないかと考えました(今回の原案作成にあたって検証済みであればもちろん結構ですが)。	
6	12-5 行政指導に係る公文書 豊島区には、行政手続法2条8号二の「行政指導指針」に相当するものは存在しないのでしょうか？存在するのであれば、12-5で明示したほうが良いと思います。	
7	13-1-2 住民の監査請求 確認ですが、「住民の監査請求」には、地方自治法12条2項の事務監査請求、同法242条の住民監査請求の双方を含むものとして運用されていますでしょうか。	運用されています。
8	15-2 表彰 国、都の表彰を追加するという方針に賛成します。(「都」ではなく「都道府県」でも良いような気がします。)なお、ノーベル賞等の国際的に著名なもの、芥川賞・直木賞等の国内的に著名なものを区民が受賞した場合は、区としても表彰するので15-2で収集できるという理解でよろしいでしょうか(区としての表彰を辞退された場合は、収集できないということになります)。	
9	16 争訟に関する公文書 区が当事者・関係者となっている民事訴訟・刑事訴訟は24で収集するのもかもしれませんが、16でも明示したほうが良いと思います。	
10	20 公共施設の建築等 公共施設の建築等に伴い実施される環境アセスメント関係文書は、どの項目で読み込むのでしょうか。仮に、国や都が保存しているとしても、区独自に保存しておいた方が良いと思います。	ご意見・ご指摘を踏まえ、選別基準の見直しを検討いたします。
11	4-4-2全体については、これまで適用されていない基準があるかどうかを精査する必要があると思います。	
12	11, 20-6 区の所有する公共施設・公用施設等に関する文書について、瑕疵担保責任が問題になる場合があり得ると思われるが、それに備えて設計図書や図面等、あるいは建築確認文書は所管部署においては相当の長期に渡り保存されるものだと考えられるし、長期にわたって保存されたものであれば移管の対象とすべきだと思うので、それを明文化してはどうか。	
13	11-1に但書があるのはどのような趣旨によるのでしょうか。	区道は一件ごとの事案は対個人とのごく狭い範囲のものもあるためです。大きな道を通す場合などは都市計画関係の資料が残ります。
14	議事録に記載されてる、【重要公文書選別基準(別表)】の、委員会指摘や、担当部署の読み違いがあったのか、確認が必要に思えます。	ご意見・ご指摘を踏まえ、選別基準の見直しを検討いたします。

(案)

資料4-5-2

令和5年3月28日

豊島区長職務代理者

豊島区副区長 齊藤雅人様

豊島区公文書等管理委員会

委員長 早川和宏

公文書等の管理について（答申）

令和5年1月24日付で諮問のありました、令和4年度に保存期間が満了する公文書のうち、重要公文書に該当するものの区長への移管について及び令和4年度に保存期間が満了する公文書の廃棄については、公文書等管理委員会における審議の結果、別紙のとおりとすべきものと認めたので答申する。

なお、今回も、選別作業を行った際、文書の内容を推測しにくいフォルダ名が多く見られた。引き続き、区民にわかりやすいフォルダ名をつけることを心掛けていただきたい。

また、文書管理システム内に保存された文書と、ファイリングシステムにより保存された紙文書、パソコン内のドライブに保存された電子文書について、統一した一連の文書であることをしっかりと職員が認識するように、引き続き努められたい。